

令和5年度

事業状況

警察共済組合

目 次

1	業務の内容	1
2	各事務所の所在地	1
3	役員 の 状 況	1
4	組合の職員 の 定 数 及 び そ の 増 減	2
5	組合の沿革	2
6	根拠法	3
7	主務大臣	3
8	運営審議会 の 概 要	4
9	その他の組合 の 概 要	4
10	令和5年度における業務の実施状況	5
11	令和4年度までににおける業務の実施状況	10
12	資金の調達状況	10
13	子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関する事項	11
14	組合が対処すべき課題	11

※注記 単位未満の端数は調整しているため、内容の計と合計が一致しないことがある。

1 業務の内容

組合は、次の事業を実施している。

(1) 短期経理に関する事業

ア 短期給付事業

組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する各種の給付

イ 前期高齢者納付金の納付事業

ウ 後期高齢者医療制度及び病床転換助成事業への資金の支援事業

エ 介護保険制度への資金の納付事業

(2) 長期給付事業

組合員の老齢、障害若しくは死亡又は組合員であった者の障害若しくは死亡に関する各種の年金又は一時金の給付

(3) 福祉事業

ア 組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業

イ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による特定健康診査及び特定保健指導

ウ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

エ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ 組合員の需要する生活必需物資の供給

キ その他組合員の福祉の増進に資する事業

制度保険事業（グループ保険・医療保険・団体傷害保険・自動車保険）

2 各事務所の所在地

東京都千代田区三番町6番8に本部を置き、警察庁、皇宮警察本部、警視庁及び道府県警察本部内に各支部がある。

3 役員状況

(1) 定数

理事長 1人（常勤）

理事 6人以内（常勤2名以内）

監事 3人（常勤2名以内）

計 10人以内

(2) 任期 2年

令和4年12月1日～令和6年11月30日（野井理事にあっては、令和5年10月1日～令和7年9月30日）

(3) 役員の氏名及び役職

令和5年度末現在の役員の状況は次のとおりである。

役 職	氏 名
理事長	高 綱 直 良
理 事	宮 城 直 樹
理 事	野 井 祐 一
理 事（非常勤）	早 川 剛 史
理 事（非常勤）	篠 原 英 樹
理 事（非常勤）	三 宅 章 史
監 事	加 藤 晃 久
監 事（非常勤）	吉 越 清 人
監 事（非常勤）	久 田 誠

4 組合の職員の定数及びその増減

定 数	増 減
448人	5人増

（注）増減は前年度比較

5 組合の沿革

(1) 恩給制度の時代

警察監獄職員（警部補以下の警察官）に対する年金制度は明治15年から、警部以上の警察官及び一般文官に対する年金制度は明治17年から、それぞれ別々の法律により実施されてきたが、大正12年に「恩給法」が施行され、軍人、警察官及び一般文官等を網羅する統一された年金制度となった。

戦後、新憲法の趣旨に則り地方自治法が制定され、地方自治制度が確立されたが、地方警察職員のうち、警察官、事務吏員及び技術吏員については恩給法が準用されることとなった。

一方、雇用人に対する保障制度の沿革をみると、大正9年警察共済組合令（勅令）の施行に伴い、警察共済組合が発足し、警部補以下の警察官及び雇用人を対象として、主に脱退一時金の給付を行ったが、昭和16年以降は健康保険制度の代行としての短期給付事業が行われることとなった。

(2) 旧国家公務員共済組合

勅令に基づく共済組合が各省庁に分立設置され、その給付内容に均衡を欠く面があったこと、また、雇用人の年金制度を確立する必要があること等の理由から、国家公務員共済組合法（旧法）が昭和23年7月1日に施行され、勅令に基づく共済組合は全て同法に基づく共済組合とみなされることになった。

この制度においては、全ての常勤の国家公務員を組合員とし、医療給付を主体とした短期給付、年金及び一時金を支給する長期給付、さらに福祉事業を合わせて行うものであり、財源は組合員とその使用主である国の分担拠出とされた。

ただし、長期給付制度については、昭和24年10月1日から雇用人についてのみ適用することとされており、官相当の者に対しては従来どおり恩給法が適（準）用されることになった。

(3) 国家公務員共済組合法（新法）

国家公務員法に定める平等取扱いの原則に則り、旧国家公務員共済組合法上における長期給付制度の不平等さを是正するため、昭和33年7月1日に新しく国家公務員共済組合法が施行され、雇用人については昭和34年1月1日から、官相当の者については同年10月1日から、新制度による長期給付制度が適用されることになった。

(4) 地方公務員等共済組合法

国家公務員共済組合法（新法）が施行され、全ての国家公務員について総合的な共済年金制度が適用されることになったが、地方公務員には各地方自治体において独自の年金制度が適用されており、このような総合的な制度がなく、国家公務員と地方公務員との間に格差が生じていた。

そこで、地方公務員についても国家公務員に準じた共済組合制度の創設が望まれ、昭和37年12月1日に地方公務員等共済組合法が施行されるに至った。

警察共済組合は、その構成員である警察職員の大半が地方公務員であることから、同法の施行に伴い国家公務員共済組合傘下から離れ、地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合となった。

6 根拠法

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

7 主務大臣

内閣総理大臣

8 運営審議会の概要

(1) 委員の定数

- ア 組合員を代表する者以外の者である委員 8人
- イ 組合員を代表する者である委員 8人

(2) 審議事項

- ア 定款の変更
- イ 運営規則の作成及び変更
- ウ 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- エ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

(3) 任期

2年（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

(4) 令和5年度における運営審議会の開催状況

開催日	回数	議 題
令和5年6月14日	第194回	・警察共済組合令和4年度決算について
令和5年9月22日 (文書審議)	第195回	・警察共済組合定款の一部変更について
令和5年11月15日	第196回	・警察共済組合令和6年度「事業計画及び予算」作成の基本方針について
令和6年3月13日	第197回	・警察共済組合令和6年度「事業計画及び予算」について ・警察共済組合定款の一部変更について ・警察共済組合運営規則の一部変更について

9 その他の組合の概要

(1) 組合員数及び被扶養者数

ア 組合員数（令和5年度末）

組合員種別ごとの組合員数は次のとおりである。

(単位：人)

組合員種別	地方公務員	国家公務員	公益的法人等 派遣職員	組合役職員	計
一般組合員	36,328	6,317	8	342	42,995
短期組合員	15,231	228	-	126	15,585
特定警察組合員	249,849	2,087	18	-	251,954
継続長期組合員	7	86	-	-	93
任意継続組合員	2,544	231	-	11	2,786
合計	303,959	8,949	26	479	313,413

イ 被扶養者数（令和5年度末）

393,732人（組合員1人当たり…1.26人）

(2) 掛金等率・負担金率（令和5年度）（千分率）

	標準報酬の月額・標準期末手当等に係るもの	
	掛金等率	負担金率
短期給付	40.91	40.91
介護保険	8.78	8.78
福祉事業	1.32	1.32
厚生年金保険給付	91.50	91.50
退職等年金給付	7.5	7.5
公務等障害に係る 負担金率 (経過的長期給付)	—	0.0990

10 令和5年度における業務の実施状況

(1) 短期給付事業

短期給付支給状況

令和5年度の給付種別ごとの給付額は次のとおりである。

種 別	給付額（千円）
保 健 給 付	100,950,423
直 営 保 健 給 付	120,739
休 業 給 付	7,695,232
災 害 給 付	69,791
附 加 給 付	1,407,292
一部負担金払戻金	1,133,631
合 計	111,377,108
組合員1人当たり 給付額（円）	355,474

(2) 長期給付事業

ア 年金種類別受給権者数及び年金額の状況

令和5年度末の年金種類別の受給権者数及び年金額は次のとおりである。

種 別		受給権者数(人)	総年金額(千円)	平均年金額(円)
厚生年金 保険給付	老齢厚生年金	98,924	127,885,283	1,292,763
	障害厚生年金	1,560	1,565,047	1,003,235
	遺族厚生年金	13,531	14,917,220	1,102,448
退職等 年金給付	退職年金	45,461	393,692	8,660
	公務障害年金	14	28,692	2,049,429
	公務遺族年金	60	24,634	410,567
共済年金 給付	退職共済年金	185,146	169,872,934	917,508
	障害共済年金	4,043	4,254,894	1,052,410
	遺族共済年金	73,201	75,287,010	1,028,497
計		421,940	394,229,406	934,326

(注) 老齢厚生年金には繰上げ支給の老齢厚生年金を、退職等年金給付に係る退職年金には終身退職年金・有期退職年金(240月・120月)を、退職共済年金には繰上げ支給の退職共済年金・旧職域加算退職給付・退職年金・減額退職年金・通算退職年金を、障害共済年金には旧職域加算障害給付・障害年金を、遺族共済年金には旧職域加算遺族給付・遺族年金・通算遺族年金をそれぞれ含む。

イ 長期給付支給状況

令和5年度の給付種別ごとの給付額は次のとおりである。

(ア) 厚生年金保険経理

種 別		給付額(千円)
老齢厚生給付	老齢厚生年金	120,514,847
退職共済給付	退職共済年金	124,502,351
	退職年金	6,623,959
	減額退職年金他 一時金	212,328 285
	計	131,338,923
障害厚生給付	障害厚生年金	1,171,612
	障害手当金	6,964
	計	1,178,575
障害共済給付	障害共済年金	1,109,801
	障害年金 一時金	122,492 0
	計	1,232,293
遺族厚生給付	遺族厚生年金	11,876,539
遺族共済給付	遺族共済年金	60,689,407
	遺族年金他 一時金	2,960,686 0
	計	63,650,093
合 計		329,791,270

(イ) 退職等年金経理

種 別		給付額 (千円)
退職給付	終身退職年金	119,782
	有期退職年金	195,279
	有期退職年金一時金	276,720
	整理退職一時金	439
	遺族一時金	87,340
	計	679,560
公務障害給付	公務障害年金	4,732
公務遺族給付	公務遺族年金	16,017
合 計		700,309

(ウ) 経過的長期経理

種 別		給付額 (千円)
退職共済給付	退職共済年金	41,018,892
	退職年金	662,384
	減額退職年金他 一時金	21,232 28
	計	41,702,537
障害共済給付	障害共済年金	262,765
	公務等障害共済年金	284,083
	障害年金	13,382
	公務上障害年金 一時金	47,960 0
	計	608,190
遺族共済給付	遺族共済年金	7,062,072
	公務等遺族共済年金	434,656
	遺族年金等	296,852
	公務上遺族年金 一時金	340,500 0
	計	8,134,080
合 計		50,444,807

ウ 財産状況

令和5年度末の資産状況は次のとおりである。

(ア) 厚生年金保険経理

種 別		金額(千円)	構成比(%)
資産	流動資産	264,145,562	15.9
	信託	1,395,639,143	84.1
合 計		1,659,784,705	100.0

(4) 退職等年金経理

種 別		金額(千円)	構成比(%)
資産	流動資産	5,892,740	2.3
	信託	227,469,738	87.8
	投資不動産	25,736,463	9.9
合 計		259,098,941	100.0

(ウ) 経過的長期経理

種 別		金額(千円)	構成比(%)
資産	流動資産	138,892,573	9.8
	信託	1,212,729,742	86.0
	生命保険	58,636,333	4.2
	投資不動産	0	0.0
合 計		1,410,258,648	100.0

(3) 福祉事業

ア 保健福祉事業

保健事業資金支出状況

事業資金の令和5年度の支出状況は次のとおりである。

種 別	金額(千円)
旅費・事務費	0
健康診査費	2,364,074
保健衛生費	629,667
生活指導費	10,916
施設運営費	0
文化活動費	23,897
体育費	56,572
調査研究費	10,183
表彰費	10,231
健康づくり費	928,386
特別健康保持費	815
特定健康診査費	360,247
特定保健指導費	319,982
健康指導費	120,403
特定健康診査等管理費	28,940
被災見舞費	4,550
雑費	0
計	4,868,863

イ 医療福祉事業

令和5年度に経営していた全国4か所の診療所の令和5年度利用件数は、一般18,527件、歯科1,925件の合計20,452件であり、収入額は235,

848千円である。

ウ 宿泊福祉事業

経営している全国4施設の宿泊保養施設の令和5年度の利用状況は次のとおりである。

種 別	利用人員 (人)
宿泊利用者	104,268
宴会利用者	133,386
結婚式利用者	7,390
会議利用者	83,703
食堂等利用者	250,993
合 計	579,740

エ 住宅福祉事業

千葉県浦安市に2棟44戸の住宅を有しており、令和5年度の賃貸収入は7,007千円である。

オ 貸付福祉事業

令和5年度末の組合員貸付金の総額は次のとおりである。

区 分	金額 (千円)	比率 (%)
住宅貸付	11,119,546	35.1
その他貸付	20,577,322	64.9
計	31,696,868	100.0

カ 物資福祉事業

本部直営の通信販売等を実施しており、令和5年度の商品売上は、191,882千円である。

1 1 令和4年度までにおける業務の実施状況 (単位：件、千円、人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
短期 給付 事業	保健給付	77,137,312	82,936,785	90,625,826	
	直営保健給付	108,256	108,044	114,976	
	休業給付	5,591,892	5,838,307	6,542,420	
	災害給付	42,396	15,301	60,429	
	附加給付	1,385,684	1,366,949	1,363,850	
	一部負担金払戻金	918,453	930,043	994,701	
合計		85,183,993	91,195,429	99,702,202	
長期 給付 事業	退職 給付	年金	286,189,276	286,189,276	292,864,617
		一時金	165,391	165,391	213,739
		合計	286,354,667	286,354,667	293,078,356
	障害 給付	年金	3,092,430	3,092,430	3,009,459
		一時金	4,996	4,996	0
		合計	3,097,426	3,097,426	3,009,459
	遺族 給付	年金	85,942,073	85,942,073	84,038,507
		一時金	59,981	59,981	90,108
		合計	86,002,054	86,002,054	84,128,615
	合計		375,772,142	375,454,147	380,216,429
保健 福祉 事業	保健事業	4,610,796	4,907,214	4,648,273	
医療 福祉 事業	件 数	一般	16,068	16,068	16,861
		歯科	1,391	1,391	1,931
		計	17,459	17,459	18,792
	収入額		418,840	216,110	228,864
宿泊 福祉 事業	宿泊利用者数	34,998	42,186	85,289	
	宴会利用者数	12,936	12,089	61,698	
	結婚式利用者数	1,762	2,064	6,931	
	会議利用者数	48,928	66,453	88,013	
	食堂等利用者数	151,516	143,789	220,926	
	合計	250,135	266,581	462,857	
住宅 福祉 事業	保有住宅数	2棟44戸	2棟44戸	2棟44戸	
貸付 福祉 事業	住宅貸付額	23,036,111	17,991,168	13,965,804	
	その他貸付額	24,317,863	22,777,280	21,196,801	
	貸付額計	47,353,974	40,768,449	35,162,606	
物資 福祉 事業	売上高	267,910	233,356	193,769	

(注) 長期給付事業における各給付については、厚生年金保険給付、退職
等年金給付及び共済年金給付をそれぞれ含む。

1 2 資金の調達状況

- (1) 借入金 該当なし
- (2) 財政融資資金 該当なし

(3) 国庫補助金等

(単位：千円)

区分	短期 経理	長期 経理	厚生年金 保険経理	退職等 年金経理	経過的 長期経理	業務 経理	保健 経理	計
	負担金・補 助金	負担 金	負担金	負担金	負担金	負担金	負担金	
H29 年度	2,746,714	—	9,662,417	482,786	11,086	64,717	85,094	13,052,814
H30 年度	2,811,454	—	11,011,650	490,945	8,019	65,398	86,575	14,474,040
R1 年度	2,865,461	—	75,579,632	499,561	8,694	63,613	87,898	79,104,859
R2 年度	2,960,507	—	75,613,930	501,594	8,043	69,690	87,594	79,190,647
R3 年度	2,869,274	—	75,058,124	502,199	7,441	76,485	87,493	78,601,016
R4 年度	7,587,348	—	77,068,747	496,172	8,082	72,306	1,983,262	87,215,916
R5 年度	12,190,952	—	68,730,941	506,053	7,451	70,824	2,187,526	83,693,747

※ R5年度の短期経理には、高齢者医療運営円滑化等補助金（8,783,682千円）を含む。

1 3 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関する事項

該当なし

1 4 組合が対処すべき課題

(1) 全般的事項

- ア 本支部が一体となった事業運営の推進
- イ 情報セキュリティに関する適切な対策及び職員の意識の向上
- ウ 各種申請等のオンライン化に向けた取組の推進

(2) 短期給付事業

- ア 短期給付事業財政健全化対策の実施
- イ 保健医療システムの適正な運用管理の徹底
- ウ 番号法に基づく行政機関等との情報連携への的確な対応

(3) 長期給付事業

- ア 組合員及び年金受給者への年金制度周知のための取組の推進
- イ 他の厚生年金実施機関との情報交換及び番号法に基づく行政機関等との情報連携への的確な対応
- ウ 年金関係システムの適正な運用管理の徹底
- エ 積立金の運用を取り巻く環境の変化への受託者責任に基づく的確な対応

(4) 保健福祉事業

- ア 生活習慣病対策及びメンタルヘルス対策に重点を置いた事業の推進
- イ 特定健康診査及び特定保健指導の的確な実施
- ウ アウトソーシングによる健康づくり事業の利用促進
- エ データヘルス計画に基づいた保健事業の実施

(5) 制度保険事業

制度保険内容の一層の充実及び組合員の加入促進

(6) 貸付福祉事業

- ア 各支部の適切な収支管理
- イ 貸付時の厳密な審査及び貸付後における確認事務の徹底による貸付事故防止
- ウ 事業の活性化及び組合員の適切な利用促進

(7) 物資福祉事業

組合員の要望を踏まえた商品提供による利用促進